

地域交流スペースの利用について

利用目的

高齢者入所施設として、入居者を中心とした地域との交流を目的としたスペースとして活用していただくことを目的としています。（営利を目的としないもの）

（活用例）

- ・ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース
- ・地域の方々と入居者が交流し、談話等ができるスペース
- ・家族・他施設入居者・地域の方々が入居者と交流できる部屋
- ・その他、地域に密着した地域サロン、介護予防教室等を実施するためのスペース
- ・地域の町内会や子ども会の会議、サークル等の会議などスペース

利用に際し、今後施設でのボランティア活動や施設利用者との交流をしてくださる方を積極的に受け入れます。

申し込み方法

利用申込書に記載の上、フロントへお申し込みください。

利用しようする月の前月1日から受け付けを開始します。

施設行事や会議などで使用場合がありますので、事前に電話などで確認してください。

利用日

月曜：休み

火曜～金曜：予約受付にて利用

土曜、日曜、祝祭日：事前にご相談ください

利用時間

以下のいずれか、または時間によっては複数選択可能

① 9:30～11:30 ② 13:00～15:00 ③ 18:00～20:00

利用人数

制限はありませんが、事前に人数をお知らせください。

利用料金

原則無料ですが、内容によっては実費相当いただく場合があります。

今後も継続して皆様にご利用いただけるよう、下記の内容等で運営・維持にご協力をお願いいたします。

- 施設へのボランティア等の協力
- 施設ご利用者と地域の皆さんとの交流

貸出備品について

テーブル・椅子・ホワイトボードなどその他貸出可能です。詳細の内容についてはお問い合わせください。

留意事項

- 施設の都合、感染症の発生及び災害時など、利用をキャンセルさせていただく場合があります。
- 地域交流スペース以外の勝手な出入りを禁じます。
- ゴミはお持ち帰り下さい。
- 貴重品の管理は自己管理でお願いいたします。
- 個人の責任での傷害、損傷、車両事故、盗難、破損事故については当法人に重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 使用後は清掃をお願いいたします。
- 他者に迷惑のかかる行為が認められた場合については、お断りさせていただくことがあります。
- 政治活動・宗教活動は禁止します。
- 長岡市暴力団排除条例第2条第1号及び、第2号に該当する暴力団等による不当な行為があると認められるときは、使用をお断りする場合があります。
- 利用者ならびに関係者が、故意または過失等により、施設や備品を損傷、汚損、紛失した際は、当事者の責任で弁償していただきます。

その他詳しい内容については、お問い合わせください。

電話 0258-35-5590 担当 中林まで